

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第3回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会		
開催日時	令和5年（2023年度）12月18日（月） 午後7時00分～ 午後8時20分		
開催場所	人権平和センター豊中2階 大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	市民協働部人権政策課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	石元会長、小牧委員、玉置委員、林委員、横井委員、若柳委員、福井委員、湯之上委員	
	事務局その他	【人権政策課】宮城市民協働部長、山口市民協働部理事、堀山次長兼課長、佐津川館長、出口主幹、片岡補佐、吉川係長、橘田 【学校教育課】花山主幹 【とよなか国際交流センター】山野上事務局長	
議題	1. 豊中市多文化共生指針改訂（素案）について 2. 豊中市多文化共生指針改訂の答申について 3. その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

## 令和5年度(2023年度)第3回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 議事録 概要

### 開会

#### 案件1. 豊中市多文化共生指針の改訂(素案)について

- ・事務局から、資料1-1、1-2により説明した。

#### ○会長

資料1-1素案の22ページ「基本理念」について、3段落目では「多文化共生のまちづくりとは、国籍やルーツにかかわらず」となっているが、その下の囲みの中では「国籍にかかわらず」となっている。こちらも「国籍やルーツにかかわらず」とする方がよい。

23ページ「人権尊重の文化が根づくまち」については、文章が長いため、適切なところに読点を加えて読みやすくするとよい。

24ページの2行目を「誰もが安心して安全に暮らせる多文化共生社会を実現することができます」とする方が理解しやすい。同ページ「国際感覚にあふれたまち」の1段落目について、「交流」「つながり」「相互理解」それぞれを深めることを通じて「自分の住む地域社会の課題を改めて考えることが重要」ということが、分かりやすく伝わるよう文章に整理するとよい。2段落目は「さまざまな国際交流・協力活動を行っている市内の市民団体等との連携や」とする方が読みやすい。

#### ○委員

資料1-1素案の12ページ下のグラフ「国際交流センター・相談内容別件数」の項目「日常生活」と「生活」はどう違うのか。

#### ●事務局

国際交流センターで扱っている大項目で示しているため紛らわしくなっているが、大項目の下には具体的な項目がある。「生活」は生活上の手続きに関することで、「健康保険」や「年金」、「税金」などの行政手続きが含まれる。「日常生活」には、「家探し」や「近所付き合い」などの生活の内容に関することが含まれる。「手続き」には、「在留資格」や「帰化に関すること」など、外国人に特有の必要な手続きが含まれる。

大項目だけで理解することは難しいと思うので、国際交流センターと市で表記を調整する。

○委員

22ページ「基本理念」について「対等な関係を築こうとしながら」とあるが、何か意図があって「築こうとしながら」という表現にしているのか。「築きながら」の方がよいのではないか。

●事務局

「築こうとしながら」という表現は前回のを踏襲したが、いただいたご意見を採用したい。

●事務局

資料1-1素案の2ページ（案1）・（案2）、どちらの方が分かりやすいか、ご意見をいただきたい。

○委員

この文章は説明文か注釈、どのように記載するのか。注釈としてなのであれば、（案1）は「外国人市民」の説明が広いものになっているので、（案2）の方が分かりやすいように思う。

○会長

（案1）・（案2）にアスタリスクがついているが、本文中に最初に出てくる「外国人市民」にアスタリスクをつけて、その説明書きとするのか。

●事務局

「外国人市民」という言葉の説明ではなく、この指針の支援の対象者の範囲を示す説明書きと考えている。

○会長

そうであれば、文字のポイントを落とさずに本文と同じ大きさ、字体にして、「なお、この指針における」と続ける方が収まりがよいのではないか。

○委員

文章は（案2）を採用するということか。そうすると、素案7ページの「外国

人市民」については、豊中市の住民基本台帳に載っている人を念頭に置いていくように読めるので、整合性があるか確認しておきたい。他市に住んでいて豊中に働きに来る人など、いろいろなケースも想定される。

○会長

（案2）の場合は、「注記がないかぎり、外国籍だけではなく、外国にルーツを持つ人も含めます」となり、使い分けが必要である。

○委員

「注記がないかぎり」ということだが、注記はどこにあるのか。

●事務局

人口、統計、アンケート調査のところで、「住民基本台帳より」と記し、住民基本台帳から抽出していることを示している。

○会長

（案2）とした場合、「外国人市民」とは、特に断りがないかぎり「国籍が日本以外の人」と「外国にルーツがある人」という説明になっているため、7ページの「豊中市の外国人市民数については」の文章について、多くの人は、ルーツが異なる人もここに含まれると読んでしまうのではないか。

○委員

説明書きを本文に含めるということは、「改訂の趣旨・背景」の締めくくりの文章にしなければいけない。（案1）の波線部分を改行して、「この指針では、外国籍や外国にルーツを持つ人など、支援を必要としているすべての人を対象としています」という表現にしてはどうか。

○会長

ご提案いただいた内容の方が、後に「外国人市民」という言葉が出てきたときに問題が生じないため、今のご提案のとおり訂正することとし、掲載場所としては、5ページの図の下に本文として入れるということによいか。

<異議なし>

○委員

一般的には、報告書等に図や表を載せるときは通し番号を付けるが、この指

針の図などには付けないのか。

●事務局

図や表に番号を付けるように対応する。

○会長

図や表が何を表しているのか分かるように、例えば10ページの図のタイトルは「年齢・男女別人口」とする方がよい。

○会長

皆さんからいただいた意見を反映、整理し、本協議会からの答申案として確定したい。細かい詰めは会長に一任していただくということでよいか。

<異議なし>

## 案件2. 豊中市多文化共生指針の答申について

・事務局から、資料2について説明のうえ、指針改訂検討チーム会議に参画した委員にコメントを依頼した。

○委員

昨年のアンケート調査では、外国人市民の生活や地域での暮らしの項目を担当し、何点か気になるデータがあった。例えば、「住んでいるまちの人と付き合いがない」という答えは減っているが、付き合いで困っているという質問に対しては、「付き合う機会が少ない」、居住年数が短い人は「言葉が分からず仲良くなれない」、3～4年の人は「避けられている感じがする」などの答えがあった。また、非常に重要な施設であるとよなか国際交流センターを知らないという外国人市民も半数近くおり、認知度を上げていく必要がある。そういった点を指針に盛り込んでもらった。

「多文化共生のまちづくり」とは何なのかという根本的なところの議論を重ねたことがとても記憶に残っている。今回の指針によって、外国人市民のみならず日本人市民を含め、豊中市全体が、人権が保障され、誰もが住みよいまちになることを願っている。

○会長

豊中市や他市で実施されている人権についての市民意識調査結果からは、外国人との交流を進めていくべきだという回答が多い一方で、外国人は自分が住

んでいる地域にあまり来てほしくないといった意識が見られる。外国人が増えることに懸念を持っている場合、外国人の人権は日本人と全く同じではなくて、ある種の制約があった方が外国人が急激に増えることにもならず、よいのではないかと考える市民も少なくないと思われる。そうではなくて、人権はすべての人が生まれながらに持っている権利なので、当然、日本に来られた外国人の人も日本人と同等の人権を持っているということ、第3章の「基本理念」で多文化共生の基本的な考え方として書き込みたいと考えた。

従来から日本に住む人と全く同じ権利を外国人にも認めることに対して抵抗感がある市民にも伝わるように、「すべての人には人権があって、外国人も当然含まれ、それが多文化共生社会の実現に繋がっていく」という趣旨の文章をいろいろと考えたが、なかなか伝わるような文章にするのが難しく、「外国人が住みよい社会は、日本人にとっても住みよい」という言い方にしかならず、頓挫してしまった。障害者の人権も同じで、バリアフリー社会は障害者が生きやすい社会だけではなく、すべての人にとって生きやすい社会だという言い方をよくする。確かにそうではあるが、一歩進めて、例えば日本人にとってプラスにならず、外国人市民だけにプラスになる施策であっても、多文化共生社会の実現のために有効なら、それを進める必要はあるといえる。しかし、外国人が増えると治安が乱れる、外国人には一定程度の制約があった方がいいと考える市民に伝わる言葉が出てこなかった。次期の協議会でも、機会を見て議論を深めていけたらと考えている。

○会長

会長が最終確認のうえ内容を確定し、市長に答申するということでよいか。

<異議なし>

### 案件3. その他

事務局から、以下3点報告した。

- ・参考2により、令和5年度市民意識調査速報値について
- ・資料3-1により、インターネット・SNS誹謗中傷等防止啓発ポスター・チラシについて
- ・資料3-2、参考3～9により、人権平和センター業務について

○会長

来期の協議会では人権平和センターのさまざまな事業や取組みについても、案件として取り扱っていくことになる。

- ・ 市民協働部長より、第12期人権文化のまちづくりをすすめる協議会協議終了に際して、お礼の挨拶

**閉会**